

【別紙1】参加者リスト

低炭素社会実行計画参加者リスト

石油連盟

企業名	事業所名	業種分類	CO ₂ 算定排出量※
第1種エネルギー管理指定工場(原油換算エネルギー使用量3,000kl/年以上)			
出光興産(株)	北海道製油所	(8)	396(万t-CO ₂)
	千葉製油所	(8)	
	愛知製油所	(8)	
東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	(8)	338(万t-CO ₂)
	堺工場	(8)	
	和歌山工場	(8)	
東亜石油(株)	京浜製油所	(8)	56(万t-CO ₂)
鹿島石油(株)	鹿島製油所	(8)	175(万t-CO ₂)
太陽石油(株)	四国事業所	(8)	84(万t-CO ₂)
富士石油(株)	袖ヶ浦製油所	(8)	135(万t-CO ₂)
コスモ石油(株)	千葉製油所	(8)	297(万t-CO ₂)
	四日市製油所	(8)	
	堺製油所	(8)	
極東石油工業(同)	千葉製油所	(8)	86(万t-CO ₂)
昭和四日市石油(株)	四日市製油所	(8)	165(万t-CO ₂)
JX日鉱日石エネルギー(株)	室蘭製造所	(8)	1,003(万t-CO ₂)
	仙台製油所	(8)	
	横浜製造所	(8)	
	根岸製油所	(8)	
	知多製造所	(8)	
	水島製油所	(8)	
	麻里布製油所	(8)	
	大分製油所	(8)	
西部石油(株)	山口製油所	(8)	98(万t-CO ₂)
大阪国際石油精製(株)	大阪製油所	(8)	51(万t-CO ₂)

○参考

南西石油(株)	西原製油所	(8)	22(万t-CO ₂)
---------	-------	-----	-------------------------

南西石油は、低炭素社会実行計画には参加していないが、精製部門(製油所)のエネルギー消費量・CO₂排出量等は集計対象としている。

○注意点

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法、平成10年法律第117号)に定められた方法に基づき、購入電力量使用による排出量について各電気事業者が公表している調整後排出係数を使用して算定した、各社別の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」排出量。上記数値は会社統合・設立等により法律上報告対象とならない期間についても含んだ排出量であるため、各社が政府へ報告した排出量とは必ずしも一致しない。尚、低炭素社会実行計画フォローアップにおいては、上記法の対象外となる燃料種(接触分解装置にて副生するコーク)も集計対象としているため、上表の合計排出量と本文中に記載の排出量は一致しない点注意。

○業界分類

(1)パルプ	(2)紙	(3)板紙	(4)石油化学製品
(5)アンモニア及びアンモニア誘導品	(6)ソーダ工業品	(7)化学繊維	
(8)石油製品(グリースを除く)	(9)セメント	(10)板硝子	(11)石灰
(12)ガラス製品	(13)鉄鋼	(14)銅	(15)鉛
(16)亜鉛			
(17)アルミニウム	(18)アルミニウム二次地金	(19)土木建設機械	
(20)金属工作機械及び金属加工機械	(21)電子部品	(22)電子管・半導体素子・集積回路	
(23)電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置	(24)自動車及び部品(二輪自動車を含む)		
(25)その他			